# 平成二十七年国家公安委員会規則第十六号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十 結等に関する特別措置法施行規則 七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍

目次 号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの 条第八項において準用する場合を含む。)、第二十 律第百二十四号)第三条第一項及び第二項(同条 財産の凍結等に関する特別措置法施行規則を次の き、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七 二条、第二十三条並びに第二十八条の規定に基づ 項から第五項まで及び第七項(これらの規定を同 項及び第七条第二項において準用する場合を含 第三項において準用する場合を含む。)、第五条第 産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法 等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財 ように定める。 十三条、第十六条第一項、第十七条第一項、第二 む。)並びに第四項、第八条第九項、第十条、第 項及び第三項(これらの規定を同法第六条第二 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号

第二章 公告及び指定 (第一条—第十六条) 財産凍結等対象者の財産の凍結等の

第 一節 規制対象財産等に係る行為の制限 (第十七条—第二十五条)

第一

一節

規制対象財産の仮領置(第二十六条

第三節 資料の提出その他の協力等 第三十二条) (第三十

三条—第三十五条)

第三章 雑則 (第三十六条-第四十条)

(名簿記載に係る公告事項) 公告及び指定

ぞれ当該各号に定める事項とする。 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ及び第二項の国家公安委員会規則で定める事項 二十四号。以下「法」という。)第三条第一項 等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百 十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結 一条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六

量破壊兵器関連計画等関係者名簿をいう。以 リスト名簿又は法第三条第二項に規定する大 。)が自然人である場合 下この条において同じ。)に記載された者 (以下この条において「名簿記載者」という 名簿(法第三条第一項に規定する国際テロ 名簿に記載された

> 載者公告番号」という。)並びにその他参考 名簿記載者の公告に係る番号(以下「名簿記 となるべき事項 所、名簿記載者が名簿に記載された年月日、 旨、名簿記載者の氏名、別名、称号、役職、 |年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住

号並びにその他参考となるべき事項 名簿に記載された年月日、名簿記載者公告番 名簿記載者が法人その他の団体である場 名簿に記載された旨、名簿記載者の名 別名、旧名称及び所在地、名簿記載者が

(公告事項の通知の方法)

第二条 法第三条第三項の規定による通知は、別 記様式第一号の公告事項通知書を送付して行う ものとする。

(公告事項の変更に係る通知の方法)

|第三条 法第三条第四項の規定による通知は、 行うものとする。 記様式第二号の公告事項変更通知書を送付して 別

(名簿からの抹消等に係る通知の方法)

第四条 法第三条第五項において準用する同条第 四項の規定による通知は、別記様式第三号の名 簿抹消通知書又は別記様式第三号の二の決議失 効通知書を送付して行うものとする。 (指定に係る公告事項)

第五条 法第五条第一項の国家公安委員会規則で る仮指定をいう。以下同じ。) に係るものを除 それぞれ当該各号に定める事項とする。 定める事項(仮指定(法第八条第二項に規定す く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 指定(法第四条第二項に規定する指定をい

指定をする旨、被指定者の名称、別名、旧名二 被指定者が法人その他の団体である場合 るべき事項 指定の根拠となる条項並びにその他参考とな 称及び所在地、指定番号、指定の有効期間、 指定に係る番号 (以下「指定番号」という。) 年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、 という。) が自然人である場合 指定をする う。以下同じ。)に係る者(以下「被指定者」 びにその他参考となるべき事項 旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生 指定の有効期間、指定の根拠となる条項並

(指定に係る通知事項)

|第六条 法第五条第三項の国家公安委員会規則で 当該各号に定める事項とする。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 定める事項(仮指定に係るものを除く。)は、 それぞれ

> 日、指定の有効期間並びにその他参考となる 指定番号、指定をした理由、指定をした年月 年月日、出生地、国籍、旅券番号及び住所、 べき事項 旨、被指定者の氏名、別名、称号、役職、生 被指定者が自然人である場合 指定をした

(指定に係る通知の方法) 指定をした年月日、指定の有効期間並びにそ 称及び所在地、指定番号、指定をした理由、 指定をした旨、被指定者の名称、別名、旧名 の他参考となるべき事項 被指定者が法人その他の団体である場合

第七条 法第五条第三項の規定による通知(仮指 指定通知書を送付して行うものとする。 定に係るものを除く。)は、別記様式第四号の (指定に係る公告事項の変更に関する通知の方

第八条 法第五条第四項の規定による通知(仮指 指定公告事項変更通知書を送付して行うものと 定に係るものを除く。)は、別記様式第五号の

(指定の有効期間の延長に係る公告事項)

第九条 法第六条第二項において準用する法第五 指定番号、延長後の指定の有効期間、指立 期間の延長に係る者(以下「被延長指定者 条第一項の国家公安委員会規則で定める事項 効期間の延長の根拠となる条項及びそのは となるべき事項とする。 いう。) の氏名又は名称、指定をした年日 は、指定の有効期間を延長する旨、指定の有効

(指定の有効期間の延長に係る通知事項)

第十条 法第六条第二項において準用する法 条第三項の国家公安委員会規則で定める となるべき事項とする。 月日、延長後の指定の有効期間及びそのか を延長した理由、指定の有効期間を延長 者の氏名又は名称、指定番号、指定の有る は、指定の有効期間を延長した旨、被延り

第十一条 法第六条第二項において準用する 五条第三項の規定による通知は、別記様4 (指定の有効期間の延長に係る通知の方法

(指定の取消しに係る公告事項) のとする。 号の指定有効期間延長通知書を送付して行

第十二条 五条第一項の国家公安委員会規則で定める (仮指定に係るものを除く。) は、 法第七条第二項において準用す! 指定を取り消

条項及びその他参考となるべき事項とする。 年月日、指定番号、指定の取消しの根拠となる す旨、指定の取消しに係る者(以下「被指定取 (指定の取消しに係る通知事項) 消者」という。)の氏名又は名称、指定をした

第十三条 法第七条第二項において準用する法第 り消した年月日及びその他参考となるべき事項 号、指定の取消しの根拠となる条項、指定を取 五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項 (指定の取消しに係る通知の方法) した旨、被指定取消者の氏名又は名称、指定番 (仮指定に係るものを除く。) は、指定を取り消

第十四条 法第七条第二項において準用する法第 知書を送付して行うものとする。 のを除く。)は、別記様式第七号の指定取消通 五条第三項の規定による通知(仮指定に係るも

(仮指定に係る公告事項及び通知事項等)

第十五条 第五条から第八条まで及び第十二条か ら前条までの規定は、仮指定について準用す 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 る。この場合において、次の表の上欄に掲げる

収るる事項 事項	行う第六 (おき) (おき) (おき) (おき) (おき) (おき) (おき) (おき)	他た期打参年間に	長 事 事 項 五	他参考	[月者の 日本] 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本
二条及係るものを除く。)  、第十定める事項(仮指定に第六条国家公安委員会規則で	「指定番号」という。)	(以下「被指定者」といり、以下同じ。) に係る者者」という。) 第一号に規定する指定をいう。(以下「被仮指第五条指定(法第四条第二項仮指定に係る	除く。) に係るものを下同じ。) に係るものをする仮指定をいう。以	第五条 国家公安委員会規則で	定える規表を表しれる字句であるを表します。
項に規則で定める事	。) 定番号」という 号(以下「仮指 に係る番	・    (以下「被仮指定  仮指定に係る者	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	規則で定める事国家公安委員会	読み替える字句

	条	第十四			条	第十一			第八条		第七条	条	第十四	条及び	第八	第七条	三条	び第十
	取消通知書	別記様式第七号の指定		という。)	(以下「被指定取消者」	一指定の取消しに係る者		公告事項変更通知書	別記様式第五号の指定	通知書	別記様式第四号の指定			°	八指定に係るものを除く	不の規定による通知(仮		
知書	の仮指定取消通	別記様式第十号	者」という。)	「被仮指定取消	に係る者(以下	仮指定の取消し	項変更通知書	の仮指定公告事	別記様式第九号	の仮指定通知書	別記様式第八号				知	の規定による通		
詰	<u></u>	レ	笙		_ ;	で :	第十九	Ŷ 午 [2	<u>u</u>	- 7	Ξ	=	. 73	_	. る。	会担	第十八	一 許

(意見の聴取後の仮指定の取 消し)

規定により仮指定を取り消すときは、前条におれた条 国家公安委員会は、法第八条第七項の より公告するものとする。 いて準用する第十二条に規定する事項を官報に

は、前項の規定による公告によってその効力を法第八条第七項の規定による仮指定の取消し

指定を取り消された者の所在が判明していると 仮指定取消通知書を送付して行うものとする。 十三条に規定する事項を通知するものとする。 きは、その者に対し、前条において準用する第 より仮指定を取り消した場合において、当該仮 国家公安委員会は、法第八条第七項の規定に 前項の規定による通知は、別記様式第十号の 2

第二章 財産凍結等対象者の財産の凍結等

の 第 一 節 制限 規制対象財産等に係る行為の

(許可申請)

第十七条 法第十条第一項の規定による申請(以 号の許可申請書により行うものとする。下「許可申請」という。)は、別記様式第十一

て提出しなければならない な関係がある地を管轄する警察署長)を経由し いときは、当該許可申請に係る行為に最も密接 を管轄する警察署長(日本国内に住所地等がな 一項に規定する住所地等をいう。以下同じ。) 前項の許可申請書は、住所地等(法第十条第 2

可申請書の記載事項)

規則で定める事項は、 法第十条第一項第五号の国家公安委員 次に掲げる事項とす

許可申請に係る行為をしようとする年月日

許可申請に係る行為の相手方との関係

取得財産をいう。以下同じ。)がある場合 にあっては、その取得方法 その他参考となるべき事項 取得財産(法第十条第一項第三号に規定す

第十一条第一項各号のいずれかに該当するこ 為に係る許可申請にあっては、取得財産が法 足める書類は、次に掲げる書類とする。 九条 法第十条第二項の国家公安委員会規則 可申請書の添付書類) 法第九条第一号から第四号までに掲げる行

三 代理人によって申請をする場合にあって に規定する要件に該当することを証する書類 請にあっては、当該行為が法第十一条第二項 とを証する書類 法第九条第五号に掲げる行為に係る許可申 その権限を証する書類

第二十条 法第十三条第一項の許可証の様式は、 別記様式第十二号のとおりとする。 (許可証の再交付の申請) (許可証の様式)

第二十一条 法第十三条第二項の規定により許可 員会」という。)に、別記様式第十三号の許可 を交付した都道府県公安委員会(以下「公安委 証の再交付を受けようとする者は、当該許可証 証再交付申請書を提出しなければならない。

より経由した警察署長を経由しなければならな する場合においては、第十七条第二項の規定に 前項の規定により許可証再交付申請書を提出

(許可証の返納)

第二十二条 法第十三条第三項の規定により許可 該許可証を交付した公安委員会に提出しなけれ の許可証返納理由書に当該許可証を添えて、当 ばならない。 証を返納しようとする者は、別記様式第十四号 前項の規定により許可証返納理由書を提出す

る場合においては、前条第二項の規定を準用す る。

(債務履行禁止命令の方法)

第二十三条 法第十六条第一項の規定による命令 (以下 「債務履行禁止命令」という。)は、 別記

様式第十五号の債務履行禁止命令書を交付して 行うものとする。

(債務履行禁止命令に係る通知事項)

第二十四条 法第十六条第一項の国家公安委員会 その代表者の氏名、債務履行禁止命令の内容及 称及び住所並びに法人その他の団体にあっては旨、債務履行禁止命令を受けた者の氏名又は名 規則で定める事項は、債務履行禁止命令をした び有効期間並びに債務履行禁止命令をした理由 とする。

(債務履行禁止命令に係る通知の方法)

は、別記様式第十六号の債務履行禁止命令通知第二十五条 法第十六条第一項の規定による通知 書を送付して行うものとする。

(規制対象財産の提出命令の方法) 第二節 規制対象財産の仮領置

第二十六条 法第十七条第一項の規定による命令 書を交付して行うものとする。 別記様式第十七号の規制対象財産提出命令

第二十七条 法第十七条第一項の規定により仮領 号を除き、以下同じ。)を提出した者に対し、 う。第三十七条第四号及び第三十八条の表第四 置をした公安委員会は、当該仮領置に係る規制 別記様式第十八号の仮領置書を交付するものと 対象財産(同項に規定する規制対象財産をい

2 対象財産を管理する者であり、かつ、当該財産象者をいう。以下同じ。)に代わって当該規制結等対象者(法第九条に規定する財産凍結等対領置に係る規制対象財産を提出した者が財産凍額置に係る規制対象財産を提出した者が財産凍 写しを送付するものとする。 該財産凍結等対象者に対し、前項の仮領置書の凍結等対象者の所在が判明しているときは、当

第二十八条 法第十七条第二項 (同条第八項にお (仮領置した規制対象財産の引継ぎに係る通知 いて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定 産引継書によって行うものとする。 による引継ぎは、別記様式第十九号の仮領置財 の方法)

|第二十九条 法第十七条第二項の規定による通知 は、別記様式第二十号の仮領置財産引継通知書 を交付して行うものとする。

第三十条 法第十七条第三項 (同条第八項におい (仮領置に係る規制対象財産の返還申請)

て準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に

よる申請をしようとする者は、別記様式第二十 一号の仮領置財産返還申請書を提出しなければ

2 る書類を添付しなければならない。 前項の仮領置財産返還申請書には、 次に掲げ

れかに該当することを証する書類 規制対象財産が法第十一条第一項各号のいず 法第十七条第三項の規定による申請に係る

代理人によって申請をする場合にあって その権限を証する書類

を経由して提出しなければならない。 る規制対象財産の所在地)を管轄する警察署長 (日本国内に住所地等がないときは、申請に係 第一項の仮領置財産返還申請書は、 住所地等

(仮領置書)

第三十二条 法第十七条第七項の規定による通

(仮領置した規制対象財産の引継ぎ)

第三十一条 法第十七条第四項、第五項又は第七 項(これらの規定を同条第八項において準用す (仮領置した規制対象財産の返還方法)

受けた者から請求があったときは、その写しを る場合を含む。以下同じ。) の規定による返 交付しなければならない。 書と引換えに行うものとする。この場合にお は、別記様式第二十二号の仮領置財産返還受領 て、当該返還をした公安委員会は、当該返還を

(資料提出等要請書) 第三節 資料の提出その他の協力等 は、別記様式第二十三号の継続仮領置書を交付

(継続仮領置書)

して行うものとする。

第三十三条 法第十九条の規定による資料の提出 用いるものとする。 その他必要な協力の求めを書面により行うとき は、別記様式第二十四号の資料提出等要請書を

(提出資料の取扱手続)

第三十四条 公安委員会は、法第二十条第一項 は、その写しを提出者に交付しなければならな ならない。この場合において、当該公安委員会 式第二十五号の提出資料目録を作成しなければ 規定による資料の提出を受けたときは、別記様

2 ればならない。 出を受けた資料を速やかに提出者に返還しなけ 公安委員会は、必要がなくなったときは、提

号の資料受領書と引換えに行わなければならな 前項の規定による返還は、別記様式第二十六

第三十五条 法第二十条第二項に規定する証明書 の様式は、別記様式第二十七号のとおりとす (財産凍結等対象者を相手方とする行為の制限 させる目的でされたと認めたこと。 財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れ の表第二十号において同じ。)の規定による .第三号及び第四号に係る部分に限る。 次条 特定債権に対する差押えが法第九条(同 報告する場事項 産 凍

別記様式第二十八号の行為制限命令書を交付し に係る命令の方法) て行うものとする。 法第二十二条の規定による命令は、

(国家公安委員会への報告事項等)

第三十七条 法第二十三条の国家公安委員会規則 で定める事由は、次に掲げる事由とする。 一 財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更 あったと認めたこと。 財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更が

三 財産凍結等対象者の居所地が判明したこ があったと認めたこと。

て同じ。)が発生したと認めたこと。 債権をいう。以下この条及び次条の表におい の表第四号において同じ。)と認めたこと。 条の表第四号において同じ。)を取得した 条第一号に規定する規制対象財産をいう。次 (法の規定により取得した場合を除く。 次条 特定債権(法第九条第五号に規定する特定 財産凍結等対象者が規制対象財産(法第九

法第九条の規定に違反する行為があったと

正の手段により当該許可を受けたと認めたこ 法第九条の許可を受けた者が偽りその他不

許可申請を受けたこと。

件に違反する行為があったと認めたこと。 交付の申請を受けたこと。 法第十三条第二項の規定による許可証の再 法第十二条第一項の規定により付された条

十二 法第十三条第三項の規定による許可証の 再交付を受けた者が亡失した許可証を発見-一 法第十三条第二項の規定により許可証の し、又は回復したと認めたこと。

十三 法第十三条第三項の規定に違反する行為 返納を受けたこと。 あったと認めたこと。

十四 法第十五条の規定に違反する行為があっ たと認めたこと。 特定債権に対し強制執行による差押命令

又は差押処分が発せられたと認めたこと。

債務履行禁止命令に違反する行為があっ

すると認めたこと。 法第十七条第一項に規定する場合に該当

法第十七条第一項の規定により命令をし

反する行為があったと認めたこと。 法第十七条第一項の規定による命令に違

一十一 法第十七条第三項の規定による申請を 受けたこと。

二十二 法第十七条第四項の規定により返還を を受けたと認めたこと。 受けた者が偽りその他不正の手段により返還

二十四 法第二十条第一項の規定により財産凍 結等対象者に対し報告又は資料の提出を求め の他必要な協力を求めたこと。 法第十九条の規定により資料の提出そ

一十五 法第二十条第一項の規定により警察職 必要な物件を検査させ、又は関係者に質問さ 員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占 せたこと。 有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他

二十六 法第二十条第一項の規定に違反して報 二十七 法第二十二条第一項に規定する場合に 偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出は同項の報告若しくは資料の提出について虚 告をせず、若しくは資料を提出せず、若しく 該当すると認めたこと。 偽の陳述をする行為があったと認めたこと。 による質問に対して陳述をせず、若しくは虚 妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定 し、又は同項の規定による立入検査を拒み、 Ŧi. とき

二十八 法第二十二条第二項に規定する場合に 該当すると認めたこと。

一十九 法第二十二条の規定による命令に違反 する行為があったと認めたこと。

第三十八条 法第二十三条の国家公安委員会規則 とする。 区分に応じ、 で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の それぞれ同表の下欄に定める事項

|結等対象者及び変更後の氏名又は名称並びに名 認めたとき。 名称に変更くは仮指定番号(以下この表にお の氏名又は簿記載者公告番号又は指定番号若 |があったと|て「指定番号等」という。) 変更があった時期 当該財産凍結等対象者の変更前

| 結等対象者は は名称及び指定番号等 変更があったと認めた理由 当該財産凍結等対象者の氏名又

の住所又は二 変更前及び変更後の住所又は所

き と認めたと四 変更があったと認めた理変更があった時期 由

判明したと三の居所地が二 結等対象者 き。 財産凍 は名称及び指定番号等 判明した経緯 判明した居所地 当該財産凍結等対象者の氏名又

兀 財産凍 は名称及び指定番号等 当該財産凍結等対象者の氏名又 価額、

財産を取得徴及び所在地 が規制対象二 規制対象財産の種類、 結等対象者

たとき。 したと認め |象財産を取得した年月日 当該財産凍結等対象者が規制対 当該財産凍結等対象者が規制対

|たと認めた 権が発生し 特定債 |その名称、代表者の氏名及び主たる |象財産を取得したと認めた理由 称及び指定番号等 (法人その他の団体にあっては、 特定債権の債務者の氏名及び住 特定債権の債権者の氏名又は名

変更した年月日

許可に条件を付し、

又はこれ

変更した理由

事務所の所在地) 特定債権の内容 特定債権が発生したと認めた理 特定債権が発生した年月日

より許可を二 許可をした条の規定に及び指定番号等 したとき。 法第九 許可に係る番号(以下この表に 許可をした年月日 許可を受けた者の氏名又は名称

四 許可に係る行為の内容 おいて「許可番号」という。)

と認めたと為をした者の氏名、住所及び生年月為があった役職員又は構成員として当該違反行 条 |違反する行では、その名称、指定番号等並びに の規定に定番号等(法人その他の 法第九 違反行為をした者の 団体にあ 氏名及び

Ŧi.

許可をした理由

不正の手段は構成員として当該許可を受けた者偽りその他の名称、指定番号等並びに役職員又 条 許可を受け |受けた者が|(法人その他の団体にあっては、そ により当該の氏名、住所及び生年月日) の許可を可を受けた者の氏名及び指定番号等 法第九 許可番号 偽りその他不正の手段により許 違反行為の概要

請 とき。 たと認めた三 を受けた||称及び指定番号等 許可申 許可申請を受けた年月日 許可申請をした者の氏名又は名 偽りその他不正の手段の内容 許可に係る行為の内容

の規定によ指定番号等 二条第一項を変更された者の氏名又は名称及び 法第十 許可に条件を付され、 法第十条第一項各号に掲げる事 又はこれ

たとき。 れを変更し四 り条件を付 し、又はこ三 合にあっては、変更前及び変更後の四 許可の条件(これを変更した場 Ξī 当該条件) 許可に条件を付し、 許可番号 許可に係る行為の内 又はこれ

があったと二 ||より付され|役職員又は構成員として当該違反行 |項の規定に||ては、その名称、指定番号等並びに た条件に違為をした者の氏名、 十二条第一定番号等(法人その他の団体にあっ 法第 許可番号 違反行為をした者の氏名及び指 住所及び生年

十 二 |十三条第二|の氏名又は名称及び指定番号等 認めたとき。三 法第 Ŧī. 許可証の再交付の申請をした者 許可に係る行為の内容 違反行為の概要 許可の条件

称、代表	; ] }		
氏名及び住所(法人その他の団	育を取り	理由	所(去人その也の団体こあっては
する者である場合にあっては、	育の有効期間	を免れさせる目的でされたと認	八 法第一 違反行為をした者の氏
に代わって規制対象財産を	分をした年月日 (4)	等対象者に対する行為の	五 許可を取り消し
き。  二 違反行為をした者が財産凍結	<b>分に系る特定書</b>	押えが法第九条の規定によ	たとき。 四 許可を取り消した年
と認めた及び生年月日)	たときの指定番号等)	簡易裁判所の名称及び所在	を取り消三 許可に係る行為の内
行為があっ  当該違反行為をした者の氏名、住	は、直近こ財産東結等	差押処分	により許二 許可番号
に違反する   号等並びに役職員又は構成員と	第三項第一号に掲げ	差押命令を発した執行裁判所	四条の規は名称及び
による命令団体にあっては、その名称、指定	は名称及び指定番号等	がされた年月日	七 法第一 許可を取
一項の規定氏名及び指定番号等(法	<b>分に系る特定責権の責</b>	) :	四違反行為の概要
条第対象者である場合にあっては、そ	祭听の所生地)	せる目的の別名地	
一日 『第十号』 第一号 でしかっしょう 一日 一選一 一選反行為をした者が財産関係	は、その名	夕水	番号
コー 生 全 一 生 三 一 生 三 一 生 三 一 生 三 一 生 三 一 主 三 一 主 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	とき。  び住所(法人その他の団体にあっ	艮を色で外、代表者の氏名及び主きる事务所	。
反頭置をした理由	取り消し 二 命令に係る差押債権者の氏名	る行為の人その他の団体にあっては、その名	認めたと日)
仮領置をした	より命令たる事務所の所	象者に対三 差押債権者の氏名及び住所(法	あった為をした者の氏名、住所及び生年
	項の規定は、その名称、代表者の氏名及び	凍結等事務所の所在地)	反する行役職員又は構成員として当該違
したとき。類、価額、特徴及び仮領置前の所	六条第び住所(法人その他の団体にあっ	定による。その名称、代表者の氏名及び主たる	規定にては、その名称、指定番号等並び
仮領二 仮	十三 法一 命令	第九条の所(法人その他の団体にあっては、	十三条第三 定番号等(法人その他の団体にあっ
項の規定定番号等	七 違反行為の概要	差押えが二 特定債権の債務者の氏名及び	法第一 違反行為をした者の氏名及
条第持していた者の氏名又は名称及び	令の有効期	権に対す称及び指定番号等	たとき。 五 許可証が返納され
十六 法一 仮領置に係	<b>分をした年</b>	特定	返納を受四 許可証が返納された年
四命令をした理由	行に	れた理由	る許可証三 許可に係る行為の
命令をした年月	は名称及ひ指定番号等		の規定に二二許可番号
· 特	4.1. 保る特定債権の		三条第三名称及び指定番
頭、骨質はが下三型	が月の月在地)	うりの   うしの   うりの   うしの   うりの   うしの   っしの   うしの   っしの   うしの   うしの   っしの   っしの	五法法第
(で見利ける) 付金地()	の名称 - 什妻者の氏名及て	- 表半月	
ころ事务斤つ斤 圧削される イタイオー イラネ	つるか、代長香の氏名及びつ名か、代長香の氏名及び		ーナで記回行ーナで記るプログラ
本こあっては、その名称、代表	(去人その也の	た年月日	したと認可复したと認めた理由
たとき。その氏名及び住所(法人その他の	一 命令に係る差押債権者の氏名	が発せら	、又は回七 亡失した許可証
より命令管理する者である場合にあっては	たとき。  名、住所及び生年月日)	特定債権の内容	証を発見回復した時期及び場所
の規定等対象者に代わって規制対象財産	ったと認員として当該違反行為をした者		失した許六 亡失した許可証を発見し
十七条第及び指定番号等(	る行為が務所の所在地並びに役職員又は構	及び主た	けた者が 五 再交付した許可証の交付年月
五 法一 命令を受けた者の氏名又は名	令に違反その名称、代表者の氏名、主た	あっては	付を四 亡失した許可証の交付年
た理由	止 所 (法人その他の団体にあ	及 び	り許可証三 許可に係る行為の
いずれにも該当しないと認	二 債一 違反行為をした者の氏名及	たとき。  に規定する差押債権者をいう。以	規定に二 許可番
制対象財産が法第十一	行を	れたと認三 差押債権者(法第十六条第一	$\equiv$
財産凍結等対象者が所持して	分の	(分が発せ 事務所の所在地)	四 法第一 当該者の氏名又は名称
額、特徴及び	令をした年月	又は差押その名称、代表者の氏名及び主	き
ない部分の規	令に係る特定債権の	る差押命所(法人その他の団体にあっては	付し四 許可証を再交付した年
法第十一条第一項各号のいず	は名称及び指定番号:	制執行に二 特定債権の債務者の氏名及	り許可証三 許可に係る行為の
(在地)	<b>令に係る特定債権</b>	権に対し称及び指定番号等	の規定に二 許可番号
の氏名及び主たる	務所の所	九特定	二名又は名称及び指定番号等
.めたとき。人その他の団体にあっては、	の名称、代表者の氏名	三 違反行為の概要	三 法第一 許可証の再交付を受け
当するとにあっては、その氏名及び住所	(法人その他の団体にあ		た時期、場所及び経緯
合に制対象財産を管理する者があ	したとき。二 命令に係る差押債権者の氏名	方の氏名又は名	とき。  五 許可証を亡失し、又は
項に規定二 財産凍結等対象者に	より命令務所の所在地)	とき。 名、住所及び生年月日)	受け 年月日
条第  の氏名又は名称及び指定番号等	の規定の名称、代表者の氏名及び主たる	たと認め 員として当該違反行為をした者の氏	再交付の四 許可証
四 法一 規制対象財産を所持して	十六条第(法人その他の団体にあっては、	行為があ務所の所在地並びに役職員又は構成	る許可証三 許可に係る行為の内
八 命令を取り消した理由	一 法一 命令を受けた者の氏名	違反寸をの名称、代表者の氏名、主たる	定に二 許可番
_			-

	ეე
反行為の概要 医	で合かした手目日 のであるとして当該違反行為 した者の氏名、住所及び生年月 した者の氏名、住所及び生年月 ) 命令に係る規制対象財産の種類 価額、特徴及び所在地
第十十三 法一 仮領置に係る規制を有する者の氏名又は名称及び指定番号等 としたとき。求とき。東者でなくなったときの指定番号等 としたとき。求めた年月日 五 仮領置をした中月日 五 仮領置をした中月日 五 仮領置をした中月日 五 仮領置をした中月日 五 仮領置をした中月日 五 仮領置をした中月日 本	一
入検査受にた者の氏名 反行為をした者が財産凍結であっては、その名称、指定番号等(法人その任務をした者が財産凍結の氏名及び住所(法人その他の氏名及び住所(法人その他の氏名及び住所(法人その他の人名、主たる事務所の所在、治した者の氏名、住所の所在地域として当該連をした者の氏名、住所及び生産の代表、住所及び生産の代表、住所及び生産の代表の概要	員こ才至り 質問を受けた皆の氏名及び主所はり警察三 立入検査をした年月日二十条第は名称及び指定番号等二十条第は名称及び指定番号等二十条第は名称及び指定番号等十七 法一 当該財産凍結等対象者の氏名又たとき。
情報の提、代表者の氏名及び主たる事務所情報の提、代表者の氏名及び主たる事務所情報の提供又は指導若しくはと言の内容 言をした年月日 言をした年月日 言をした年月日 言をした年月日 二 (法人その他の団体にあっては、方の名称、代表者の氏名及び住二十二条第違反行為をした者の氏名及び住二十二条第違反行為をした者の氏名及び住二十二条方の所在地並びに役職員又は構導若しくは、方の所在地並びに役職員又は構成とき。として当該違反行為をした者の氏名及び住二十二条「一法」 法局に該当すると認めた理由 十一 法一 法	見 元 元 十 九 二 十 十 九 二 十 九 こ た と た と に た た と に た に た に た に た に た に た に た に た に た に た に に た に と に に に に と に に に に と に に に に に に に に に に に に に

う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施

する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱 の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関 に関する事務の一部を行わせることができる者

行規則、死体取扱規則、

国際連合安全保障理事

会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実 | 別記様式第1号(第2条関係)

る命令に違務所の所在地並びに役職員又は構成 があったと名、 |反する行為||員として当該違反行為をした者の氏 規定によその名称、代表者の氏名、主たる事 住所及び生年月日)

認めたとき。一 命令をした年月日 違反行為に係る条項

違反行為の概要

第三十九条 法第二十四条の規定により損失の補 ければならない。 の損失補償申請書を国家公安委員会に提出しな 償を受けようとする者は、別記様式第二十九号 (損失補償の申請)

(民間事業者等への情報の提供等)

第四十条 国家公安委員会は、国際的なテロリズ 開発等(国際連合安全保障理事会決議第千二百 必要な情報の提供その他の援助を行うものとす 確保するため、民間事業者その他の者に対し、 定による措置が適正かつ円滑に行われることを の理解を深め、もって法第二章及び第三章の規 いう。) の防止及び抑止の重要性について国民 号に規定するイランによる核兵器等の開発等を 及びイランによる核兵器等の開発等(同条第一 北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等をいう。 政令第三百五十六号)第八条第一号に規定する 結等に関する特別措置法施行令(平成二十七年 六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍 ムの行為並びに北朝鮮による大量破壊兵器等の

月五日)から施行する。 この規則は、法の施行の日 (平成二十七年十

### 員会規則第三号) 則 (令和元年六月二一日国家公安委 助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関

(施行期日)

この規則は、令和元年七月一日から施行す

する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に 約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関

する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契

(経過措置)

関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収

(経過措置)

推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会 捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備 する法律施行規則' 型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動 境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び 業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環 る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際 .関する規則、自動車の保管場所の確保等に関 暴力団員による不当な行為

> 及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催 規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する の規定に基づく警察職員の職務等に関する規 の実施に関する規則、少年法第六条の二第三項 益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務

る法律施行規則、配偶者からの暴力等による被 施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関す 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制 る不当な行為の防止等に関する法律の規定に基 害を自ら防止するための警察本部長等による援 る法律施行規則、インターネット異性紹介事業 聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係 等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の 規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為 教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者 転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、 講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許 能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る 習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技 型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教 関する規則、交通事故調査分析センターに関す 員に関する規則、暴力追放運動推進センターに づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委 の防止等に関する法律施行規則、暴力団員によ を利用して児童を誘引する行為の規制等に関す に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見 ための都道府県公安委員会による援助に関する する規則、不正アクセス行為の再発を防止する 業法施行規則、交通安全活動推進センターに関 特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営 する能力を有する法人の指定に関する規則、自 に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の る規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定 に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成

規則に規定する様式による書面については、こ 別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関 決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施 特別措置法施行規則、国際連合安全保障理事会 施する国際テロリストの財産の凍結等に関する することができる。 様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用 の規則による改正後のこれらの規則に規定する る小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行 する国際テロリストの財産の凍結等に関する特 する規則及び重要施設の周辺地域の上空におけ

#### 委員会規則第一三号) (令和二年一二月二八日国家公安

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式 (次項にお る書類は、当分の間、この規則による改正後の いて「旧様式」という。)により使用されてい 様式によるものとみなす。

2 れを取り繕って使用することができる。 旧様式による用紙については、当分の間、

## (令和五年五月二六日国家公安委

員会規則第一〇号)

第一条 この規則は、国際的な不正資金等の移動 る国際テロリストの財産の凍結等に関する特別 等に対処するための国際連合安全保障理事会決 措置法等の一部を改正する法律の施行の日(令 議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施す 和五年六月 (施行期日) 一日)から施行する。

第二条 この規則による改正前の様式(次項にお る書類は、当分の間、この規則による改正後の いて「旧様式」という。)により使用されてい 様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、 れを取り繕って使用することができる。

				_	_		_	(表)	_						-
						-		m	10	an.			36		9
					20	п	Φ	49	131	70			#	В	В
			8	Ř											
											Œ	#2F	委用会	B	
Ti	の書か	名簿	1000	ks:	nte	ne.	100	na:	6安:	2.69	875	事会決	跳跳干=	871	七号
						0.8	#14	に開	144	199	MH.	E決等	3 6 8 3	項の棚	定に
. 7	配のと	おり	<b>通知</b> 1	ъ.				92							
Г		_	_		-	-	_	ac.	_	_		_			_
Æ	名又	CR 4	5 85												
L			_			_	_	_	_	_					
36			-6												
L															
IB.	4		800												
R.			4												
Н					_	_	_	_	_	_					_
R			聃												
L			_												
	æ	н	п												

			(R				
8 £	地						
36	10						
33 AV 28	49						
住房又は所在	18						
名簿に記載され 毎月日	t.			#	В	В	
名簿に記載され! を公告した年月!				*	В	В	
名簿記載者公告9	649						
その他参考とな べき事項	6.0						
2 名簿に記 3 名簿に記 8 日日: 「	戦戦出に召る七二百名 れれが戦十き等と十名 と大ペーラン	者が国際と 者が国で、 を を を を を は の に の で に の に の に に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	人を及回又た千日又た でのび呼ば場七をは皆 を を を ので ので の の の の の の の の の の の に の ら ら ら ら ら ら ら	リスト文(4 七古 「 イストス) には、一日 「 イストス) は、一日 「 イストストストストストストストストストストストストストストストストストストスト	「旧名は ・ 場の記載を ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は	称は 標の のは には では では では では では では では では では で	日報は要し ラン・「登職 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

											36		
	22	æ	*	ना	充	更	適	知	ŧ				
	100										#	Я	
	m							130	100	FØ.	共会	B	3
公告事項通知書(		年	,	t	8	s			e) (	:係	5.\$t	肉し.	22
た事項に変更があ	ったの	c. 1	1994	103	125	REQU	E#:	(A)	136	F=	百六	L94	iel
表が国が実施する!	甘産の	RATE	GI.: I	<b>8</b> 78	5 15 5	GS S	医法:	1631	£16	4項	の機関	たより	
とおり通知する。					_								
	_	_	_	_	Œ	_	_	_	_	_	_		_
医名叉は名称													
SWM65544													
変更があった旨を													
公告した年月日							46	Я		H			
	-	30		×	85		Т		3		¥	换	
							П						
変更の内容													



									H		
	换	æ	失	効	適	90	*				
_									26		Ħ
級							007	公安	委員会		B
公告事項通知書(	œ	,	,	G N				0.7-	85 Z W		+ 2 0
E組集の指揮すとること											
2、国际通公安全保障部											
# 経路に関する特別機関	W 24	186	1 181	det	ver	<b>8</b> FF :	e a li	4.96	4 18 2	are:	:21
このとおり通知する。											
				92							
医名义は名称											
名簿把教者公告案件											
効力を失った決議											
決議が効力を失った						_	-	_	_		
						*	,		н		
年月日											
年月日 決議が効力を失った		_	_				P				

所定の権に記載することができないときは、のおこと。
 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

	CB 4						(表)					
										ж		
					FRE	Æ	æ	90			н	
				N2						-	71	
									国家公	安委員会	B	
N. CO.	福会	w e :	n to :	##:0	10 HE N	<b>∓-</b> π	*++	460	B+2.29	か回か事物	14 A III	and
										を接定した		
##	3 म	の根:	Eι.	Łŋ,	TEC	とおり	通知す	ō,				
							\$0					
	8 2											
p., 1	n X	(K 4	9 85									
_	_	_	_									_
90			名									
B	4	5	RF.									
_	_	_	_		_	_	_	_				_
85			49									
æ			鞋									
-	_	_	_					_				-
£	*	8	В									

			(#)	
8 9	E	枪		
00		19		
10 A	=	49		
住所又に	z M t	E#8		
19 E	ø	9		
接定も	九克	L da		
探定をし	九年)	98	* Я В	
線定の	物物	8110		
その他参		2.5		
R 1 /	変の	er:	記載することができないときは、別様に記載の上、	_n,,mm**

(毎年 : 所定の標に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添けする 2 部定されたまが出降しているも場合には、「日を別、職の定職監理しない。 3 指定された事が仕上を中の回信である場合には、1年号、「公職」、「生年月 日: 「心性地」、「国際」、及び「別等場合)、構つ返載は更しない。 4 用紙の大きまは、日本電機関係となずると、「

後 関係が余利由 王 原本を指す。 年 月 日 第 一 号 1 にある歌[編] 、	展 月間 第 月間第 9)に同名を記載、日本 2 月間第 9)に同名を記載、日本 2 月間第 9)に同名を記載を 2 日本 2 日本									36		49
展 対面が寄り込む。 展 月 日本 中)になるを担心。 展 月 日本 中)になるを担心。 展 月 日本 中)になるを担心。 ためかった。 原理のからのは可能のからのは可能のようが大きない。 一般ののが発するが使いません。 女 変 表 ス は も ち	展 英国は今日本 日 5 月 日本 )にはそれ、一歩ので、 で、関連のからの記載を対して、一歩ので、 で、関連のからのは、関する特別観光報も高減を研りません。 2 本 月 日		fB 7	公台	+ 4 1	(東)	更进	知				
関連の原列を 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	展記の音楽社 目 ※ 月 国第 ・		100							85	Я	H
等形に実現からからので、別等点が全点が解析学品が展析であった十分等 の間の効果性子が研究機能を対象と同様では別様が出版を含意(中の程能によ のための情報する。 至 数 数 数 で の で の の の の の の の の の の の の の	の、ID研集的学业会和研究等心的研究一匹から七年等を終 の心地影響に関する特別施工機等。高解4等の把記により、 至  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -		MEC.					M#	公安委	其金	10	
等形に実現からからので、別等点が全点が解析学品が展析であった十分等 の間の効果性子が研究機能を対象と同様では別様が出版を含意(中の程能によ のための情報する。 至 数 数 数 で の で の の の の の の の の の の の の の	の、ID研集的学业会和研算等小的情報。 中の中級等年間でも特別施設金額 6.6% 4 年の初記により、 記  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -	OTHER (	96	п	FIRE			40	-&x	dec - sa	11. 454	B-1
がからわり機能する。 近	E ※ 月 日											
記 版名文は名称 章 定 章 号 変更があった首を 公会した時間 ※ 月 目	* Л В	和が国が実施する日	特徴の後	844:	関する	107013	500	36.5	636 4	項の期	定によ	9.
版名文比名称	* Л П	のとおり通知する。										
海 定 番 号 更更かった旨を 公告した年日					3	5						
海 定 番 号 更更かった旨を 公告した年日												
変更があった旨を 公告した年月日 - 単 月 日		医名叉は名称										
変更があった旨を 公告した年月日												
変更があった旨を 公告した年月日 - 単 月 日												
公告した年月日 単 月 日		指定备号										
公告した年月日 単 月 日			_		_		_	_				-
公告した年月日							a.					
<b>京東市 東東</b> 徐	変更素 変更徐	公告した年月日					~	- /1	54			
				ø.	w	æ			¥	Ψ	15	
							$\neg$					
変更の内容												
		変更の内容										
		変更の内容										
		変更の内容										

(編号 1 所定の概:定数することができないときは、別紙:定数の上、これを添付すること こと 2 間様の大きさは、日本産業規格ル4とすること。

									36		4
		52	定有	效業	開發	長进	知書				,
		殿								.49	
							WW.	YE F	美余	E	9
指定通知書 上保障理事会》 19月間優法第 (	選級干	二百/	11:59	學主義	自まえる	RATE	9実施	151	煙の便	DESTI:	36
いて準用する	(V) ±36	5 AM	3 100	規約	はり.	TIE	のとおり	9.899	146.		
医名叉征	名称										
粉笔	9										
指定の有効) 延長した項目											
指定の有効! 延長した年月						*	Я	В			_
延長後の推り 効期間	EOH										
その他参考。	となる										

接定取消进知審

個考 1 所定の際に影響することができないときは、別略に影響の上、これを掛付すること。 こと。 2 関係の大きさは、日本産業規格へ4とすること。

THE RESIDENCE AND THE PROPERTY OF THE PROPERTY

その他参考となるべき 事項

IB -5 89

出 生 地 国 解 原 器 番 号 住所又は所在地

仮 指 定 番 号 仮修定をした理由 個数性をした年月日

仮修定の有効解開

知 審 年 月 日 国本公安委員会 田

別記様式第9号	
(第15条関係)	

	をの概に記載 毎定された場 時定された場 に「田生地」 近の大きさは							
2 <b>45136 9 9 (36</b> 155	689E)					16		8
	仮指定:	公告日	F 17 3	更进	知曲			4
	e e					25	Я	Ħ
	-				<b>M#3</b> 2	安美美会	8	3
原指定通知書( 事項に変更があった 等を請まえ扱が固が り、下記のとおり通	ので、仮想の 実施する開催	B:#4		992	93919		<b>8</b> 7=3	ħΗ
<b>先名义は名称</b>								
医名又は名称 原 静 定 番 号 変更があった旨を 公告した年月日				*	Я	В		
原 府 定 幸 号 変更があった首を	ž	莱	孵	*		B E W	快	
原 府 定 幸 号 変更があった首を	亥	更	W	*			扶	

\* Я В

		作定	取用	通矢	#	25	я
	MR.				国家公安	委用会	E
依指定過知費(	*	Я	日期		号) に係	る者に関	ı(8
66)W60000	<b>彩車選事</b> :	5克鐵第千	=8/1+	<del></del>	· 助北大1	RHIEN	KH17
の東信仰に関する特	SIRMS:	N 7 AN N 8 AN	1期の	peca	り、仮拍	定を取り	in Lit
保护的工作专用条	第2項0	おいて準	竹石网	吉第 5 祭	अक्ष अमो ु	り規定に	kg. 1
【阿 法 施 行 た別の調査する。	模り	1 36 1	0 Ac	ж	3 ফা		
C4193BH3-6.			38				
医名叉は名	6 16						
_	+						_
仮 拍 定 審	4						
		(RIME)					
仮推定の取消しの となる条項	根終 -	ト七号等を 5月3日振興	請士之世 (第24	UMEDA BRITIS	実施する	対差の束	HWI.
		. 94915E	18 E	41	6 7 10		
仮想定を取り約 年月日	LT:			*	Я	В	
その他参考となる	-ca						
#:II							
							_
考 1 形定の機に こと。				Bit. I	N 851 - 824	MOE.	: Nei
2 不要な文3 3 用紙の大き	rit、機能 i さは、E	まで前すこ 日本産業項	と 権A4と	462	Ŀ,		
G2#65C#1190 (361)	(MMM)		(数)				

		(素)							
公安委員会	NR.	町車	_	_	ÈT (	ž∰	#	Я	
国際連合安全保険産業会(人) (等に関する特別措置法第10:									
医有叉波省物									
名簿記載者公告書号又は 指定番号者しくは仮知定番号									
申請に係る行為の内容									
申請に併る行為をしようと する年月日				*		Я	В		
申請に保る行為をしようと する場所									
申請に係る行為の相手方の 任名又は名称									

1200000000			
11404470			
行為の相手方と			
の使用目を			
の取得方法			
の顕微の日子			
さなるべき事項			
	行為の都平方と なの使用目的 なの取得方法 の顕微の目的	行為の部を分と 行為の部を分と の使用目的 にの政務方法 の重要の目的	(2年の日本) (2年の

第年 1 所定の欄に記載することができないときは、別部に記載の上、これを向ける 2 簡単にあら行為の間から地点人をからの間からとも始むには、「自動に決ち」 うの世界がの形式が起か、現るのが自動とからを持つしていませませる。。 これを表するという他には、「助き技術を使用を引きなりで、情報性をもった。」 は、「助き技術など、いる他には、「助き技術を使用の目的」 関心を検討性がありたは、 は、「対象は、し、いる他には、「助き技術を使用の目的」 関心配象は関しな も、対象の表するは、日本意理解析人もとすること。

		υĘ		36		
	17	oq	Tit.	年	л	
国際連合安全保障理事会(決議) 等に関する特別措置法第り条					する時	æ
	O MERCEN			要長会	E	
医名义は名称						
名簿記載者公告番号又は 指定番号者しくは別的定番号						
許可に係る行為の内容						
25 VT 80 45						_
許可に係る行為の相手方の 医名又は名称						
許可に係る行為の相手方の 住所						
p = 0 a n						

(番号 1 許可に係る行為の継手が次人その他の団体である場合には、「許可に係の相手方の氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 2 用板の大きさは、日本復編報名A4とすること。

別記様式第1
5
무
$\overline{}$
$\sim$
**
第
-1-
2
~
_
2
J
-
条
ᄍ
88
関
係
1余
$\sim$

別記様式第1
6 号
(第25条関係)

Description   Control	### ### ##############################	新記書水電日号 (出江-東東州)
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	### COMMAND PROPERTY OF THE PR	許可延再交付申請 畲 無 田 田
	MARKET MARKET  PROPERTY OF THE	ジデ空間会 政 申請者の応を又は各的及び屯所
	MANUAL STATE  PROPERTY AND	国際連合企業保証事金分開部下二百六十十号等を指表え来が近か現まする対象の項 国際・電子大阪の展開をおびら返り回の機関とうの ラーベル しゃられますの用がより出来
TABLET NAME	######################################	CET.
	P T S S   P S	治療配載金公告番号又は
WEATON SCHOOL COMPANY TO THE STATE OF THE ST	MANAGEMENT STORMS  *** THE	<b>郑定备呼</b> 否しくは反称定备呼
BURGATE STATE A STATE	MERCHA SOUND  TO THE	
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	PROPERTY CONTROL TO THE PROPERTY OF THE PROPER	
### # # # # # # # # # # # # # # # # #	### ### #### #########################	野 可 単 号   野可藤七矢に、北は野可
## 100   100	## 1	独対発売した場響   押す置きて売し、大は神可   知知発きて売した場所
NUMBER   N		
NUMBER   STATE   STA	Miles Carlot   Mile	
### ##################################	### 1	
### ### ### ### ### ### ### ##########	### 1	
### ### ##############################	### 1   1997   1	
関連の企業を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	関連的な対象を必要を対象と、2014年の日本とものののはなられて、	
株式では、中国では、「大きない」   株式 日本	NUMBER   N	公安學與終 報 指出會の近年双社名称及び在所
日本 日	あるエル 日 日   日本 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	国等連合企会排標事金計機能デー当ケートー等等を設定文表が図りて記憶の現 機能に関する特別機能を計算能を通り継続を対しているのとから対すが最も変わします。
######################################	国際国際会社 ( 2015年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
回す を 月 日	東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京   東京	
対する 成立 八百 日本	関連を基本の人に入れられては、	
	関係を表現して   日本の日本   日本の日本の日本   日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	
第 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	展別日本日本年月日	掛写を受けた行為の向容
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	<ul> <li>第 日 第 日 2 日 であれた日本日本人のできるかった。</li> <li>2 日本日本日本日本日本のできるかった。</li> <li>3 日本日本日本日本日本のできるから、これを利することを表現しています。</li> <li>3 日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日</li></ul>	p 7 8 9
展		<b>发的现在分</b> 月日 年 月 日
関連の関連を表現しています。  「関係の大きなに、日本の経験を含まってもこと。  「関係の大きなに、日本の表現を含まってもこと。  「関係の大きなに、日本の表現を含まってもこと。  「関係の大きなに、日本の表現を含まってもこと。  「関係の大きなに、日本の表現を含まってもこと。  「「関係の大きなに、日本の表現を含まってもこと。  「「関係の大きなに、「関係の大きなに、「「「「「「「「「「「「」」」」」  「「「「」」」  「「「「」」  「「「」」  「「「」」  「「「」」  「「」」  「「」」  「「「」」  「「」  「「」」  「「」」  「「」  「「」」  「「」  「「」」  「「  「	第 1 表で使用を持ちら、関い条件がよう。これをおけてよっている。	
関連機関を (別の機関) 版 の	MEMONATOR (MINAMEN)	
■ 数 項 行 禁 上 命 令 第		MICHAEL AND
ゆからればな ゆからまた成在 ゆをする場合 の者 1 次型の領土組織することができないをおは、別級に活躍の点、これを利ける	申令の方型  中令をも記載を  中令をも必要を  中令を  中令を  中令を  中令を  中令を  中令を  中令を  中	**************************************
●中の内立  ●中の対応数数  ●中の対応数数  ●中の対応数数  ●日の対応数数を  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ゆから 70 日本 から 70 日本 から 70 日本 日本 10	● 会 身 「西北江北海 切った命」
ゆから可能能理  ゆかをする信息  のできてる信息  のできてる信息  のできてる信息  のできてる信息  のできてるないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	ゆやかすな物理  ゆやする理由  ・ 「	
ゆかを する理由 画等 1 成党の概念経済も2.2かできないともは、別述と認識の上、これを利する	ゆきする場合 (単一) できまっています。 できまっています。 できまっています。 できまっています。 できまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまっていまってい	
事 : 万元の確に指することができないときは、別私に踏めた」これを担ける	毎 : 所定が確認能することができないときは、別略に関係の上、これを創付る	
病等: 反党の確に指揮するととができないときは、別級に診察の上、これを担付する	毎年: 所花の概定数することができないときは、別様に関係の上、これを創付る	中令を放送
個年 1、内容が概止解することができないときは、別級に指摘り上、これを向けする ・ いっとなってきない。これをしていったが、これを向けます。 ・ のいっとなってきない。これをしている。 ・ のになってきない。 ・ のになってきない。	選挙 3、 夜間の間に加索することができないときは、別級に関係の人、これを削する つ いっちゃがなるがある人との他の目的できる場合には、1994 受ける者、関中 の 対象がなるがあれ、日子を構成した。 の 対象がなるがあれ、日子を構成した。それ	
・ 関係で確認に関係することができないできば、別様に記憶の力。これを向けてる でいませいできませいできませいできませいできません。日本を受けると思想した。 の事を対しる意味があるというできません。日本を受けるが、関係できません。 の事を行うません。これできません。	第 1 、市党の間に記載することができないともは、別間に関係の人、これを利付する 3 からまがなるがなる人との他の可能である場合には、1994 女がら着り 環中 3 関係の介えば、むず機構構成人とであること。機能すること	
。 「の「ある近江卓前、職」その代謝的近の最中性で宣称すること。 3 用物の対象は、「は、「最初期間の最大ので言葉」をは、「は、「は、「は、」は、「は、「は、」は、は、は、は、	の「活気以前的」関係さらの内容の点を持ちては無すること。 3 極色の次まとは、日本機能的人々ですること。	
		ゆかをする信息 電車 1 内型の構造機能することができないともは、同能と関係の上これを用する
		ゆをせる項目 解 1 所定が配送取することがよりないをおは、現底に関係した。これを例ける
		ゆかをする信息 郵 1 円式可能に関することかなるないをおは、関係に関係した。これを創げる
		ゆかをする信息 郵 1 円式可能に関することかなるないをおは、関係に関係した。これを創げる
		ゆきまでは自 画際 1 次交が横上接続することができないをおは、別様に接続点」これを向けても
		ゆうとする相談 相手 1 内容の概念を持つことができないできない。別述に関係でき、これを例ける まついるがいできない。とのからないできないをは、「いちを受いる」。所で の 利売の大きなに、「おき機能性人とすること。」 の 利売の大きなに、「おき機能性人とすること」
MERCHING (MINARIS)  ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	版 号 像	### 1 - 「「「「「「「「」」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「
版 专作	家 中	のからする場合  画等 1 「東京の販工業することからかいからは、実施工業を介入してものがける 2 「新りまからを必要しなくの他の基準である。最後などは「からを対する」選挙  の 解析の対象とは、目の機能関係人となるを含まって、実施すること。  ###################################
# STREAM B STREAM B STREAM B STREAM B	● 我们就是企业人工的证明。 四	●中心でもの機能 画味 1. 現代の概念機能でもことができないできば、同様に関係でき、これを用する こ かまっとなったくの他では他できる場合には、「からを吹りを変」際で の 他ののできない。 これを研究となったでは他できる場合には、「からを吹りを変」際で の 他ののできない。 これを研究となっては他できる。 単位の大学科は、これを研究となっては他できる。 単位の大学科学(はこれが成立) 単位の大学(はこれが成立) 単位の大学科学(はこれが成立) 単位の大学科学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが成立) 単位の大学和学(はこれが、 単位の大学和学( はこれが、 はこれが、 はこれが、 はこれが、 はこれが、 はこれが はこれが はこ
	# 京田 日 江東 上 会 中 京田 日 東 月 日 # 月 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日 日 # 日	
の 取 回 行 双 土 の 今 出 知 音	# 日本日本 17 日	■ 1 「大変の機能を含ったからかられ、対象に対象のよったものでする。
# 高祖 けま 上 中 全 お 知 章	東西東京に加土の中央制度 第一日 東 フロ 東 ア 東 ア 東 ア 東 ア 東 ア 東 ア 東 ア 東 ア	
● 新聞 社 東 土 命 中 南 知 曹	度 問題 で 放 上 命 今 週 別 配 明 月 日 度 が 下 月 日 度 が で 月 日 日 が で 月 日 日 が で 月 日 日 が で 月 日 日 が で 月 日 日 が で 月 日 日 か で 月 日 日 か で 月 日 日 か で 日 で 日 で 日 で 日 で 日 で 日 で 日 で 日 で	のでもする場合  明日 1 一次での地上が終することのできないでもは、別様に対象のと、これを用けても この様々のからを呼びる。その他の意思をよる場合とは、「からをからる」の他の の 相談の大きなは、目の機能は入れてすることが確認することが、
書 報 園 行 京 上 命 全 通 知 書	● 市田 作用 上 合 今 週 記 単 月 日 原 ジャボル 日 日 東 ジャボル 日 日 本 少 日 元 1 日	第1 1 元型の構造機能でもことができないからおより開発が開発し、これを担けてよった。 では、
商 西 頂 行 京 土 命 今 通 知 曹	書 数 間 け 至 点 会 達 数 間 数	第1 1 元型の構造機能でもことができないからおより開発が開発し、これを担けてよった。 では、
度 取 間 行 禁 止 今 今 週 知 者	# 四 四 面 行 型 止 今 中 回 3 配 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	### 1
電 取 間 行 禁止 会 今 週 知 者	# 日 田 行 京 上 今 中 西 京 月 日 田 中 京 月 日 田 中 京 月 日 田 中 京 月 日 田 中 京 月 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 京 日 田 市 市 市 市 京 日 田 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	### 1

									_	36		4
			R	80.7	17 18	対象	推出	9 9		86	Я	
		н										
									2/30	委員会	E	
	医 名	X	iż	名	85							
000	名簿記	転音:	\\ \P\ 1	949	212							
受ける者	REP	畅	(11)	WE	华华							
	a				所							
上記の書	SM U.	1275	64.0	安全	(N/A	理事会	· 開始	F=0	X+t	<b>叶等+3</b> 2	大ス書	:04
(地する所				ō \$1	9(70	推达第1	T#3%	1項の	規定に	29. T	窓のと	ы
的推附案	の機出り	t it it	ě.			12						
板削計象	CC 40	77	10	4	Dr.							
制度の形												
19.65	名簿記											
規則対象 種類、衝 特徴												
8664	6項曲											
# 1 P	27.0.00	> - 021	Direct I		5 44	ma to s	Serie C	570	E1 - 10 B	10 F.	- 91 6.3	0.71
2 2										9944		
[0]		種の								Bicit.		
3	南千の	16	611	18	24	新年文法	RES	42	Citi	enter de	4万亿	82
	214	15 12	#:54E	tim:	RAS	等対象を	GUS-0	番でき	6名塔6	Tho:	c. es	0-6
47.8	0.00											

	MS.		係	10	*	*		100	н	
	R									
							949	(英英会	E	
10.000	事会	486	第三	-101	++=	05 ± 10	1 + 2 70 1	STREAM	rt Albi	2
					TEL: 2					
					10					
- 6	X	13	8	10						
98.874	0.84	160	0.05	714		_			_	-
- 6	X	52	-8	10						
_	-	-	_							_
				所						
_				_						
	(9) (4) (2) (2) (4) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	<ul><li>(別様権法第 : 名 又 : 簿記載者)</li><li>(定新号書しく : 名 又</li></ul>	例編纂法第17条 : 名 又 は (薄記載者公告年 (注册号者しくは) : 名 又 は	<ul><li>(明確確決第17条第1)</li><li>(本 又 は 名 第記載者公告書号)</li><li>(定番号書しくは対対的)</li><li>(本 又 は 名 又 は 名 )</li></ul>	宗線療法第17系第1項の規 : 名 又 は 名 称 薄記教者公告書号又は 定番号告しくは別館総寄号 : 名 又 は 名 称	宗藩権法第17条第1項の規定によ 記 : 名 又 は 名 称  薄記軟者公告番号又は  定番号者1くは別談定番号   名 又 は 名 称	原帰職後第17条第1項の規定により、下 記 : 名 又 は 名 昨 簿記載者公告書号又は 従籍号書しては別談談番号 : 名 又 は 名 昨	別議職法第1項の模定により、下配の規制 記 : 名 又 は 名 称   海記軟帯公と音楽号又は 定番号包しくは別距定番号 : 名 又 は 名 称	別議権法第17条第1項の規定により、下記の規制対象対象 記 : 名 又 は 名 称   海記教章公告番号又は 定案を得合しては別数定義号 : 名 又 は 名 称	: 名 又 は 名 昨 薄泥敷着公告番号又は 定物等包くは短短距離号 : 名 又 は 名 昨

													36		4
				Œ	領	躗	附	Æ	링	秥	古				
					_								86	Я	E
		22.90	φн	90	ж							/ L/2014	N-0	E	
												2K BC W	C PK2K	100	
国际综合学	全体	429	事业	快速	ar:	F=1	5%	+e	90	· 路:	t 2	Ros	DAY PLAN	rf 516	œ.
相等に関する	19.90	n a	法等	1116	186	2項	(14)	6.86	819	ic to	m	排用	する場合	9686	3.)
概定により、	TR	の機	制料	無許	Ŕ	F 16 1 1									
_							_ 1	E							
809111 R	æ	8	x	32	4	. 1	8								
財産の所	名簿	-		, pe.	M. 11				-	_	-			-	-
19-61	899														
-	38/61	W 77-	a c.	. 141	KIR	CM.	1	-	-	-					
2001119															
財産の種															
16. E16															
及び特徴															
使網號		-	_	-	-	_	-	4	_	21	-	,			-
94月日								-	_		_	_			
引練理由															
その独争	$\vdash$	-	_	_	-	_	-	_	_	_	-				-
考となる															
べき事項															
_E80	のとき				更け	ħ.,									
	年	- /	9	В											
													0 H 4	B	

【欧提州属の所在地】 【担当者氏名】 さは、日本産業規格A-4

類記書 成第21号(第20年 開新)
度類置対度返還申排 普 ※ 月 日 公安委員会 段
年 月 日 公安委員会 職 申議書や氏名又は名称及び住所
国際連合企会保険理事会(法議等エロラケト七号等を設立大表が国が実験する所建の後 起撃に関する特別機能制が高限の利(収集等を指すがいて通する場合を含む。)の 規定により、次ともの投資報告に参照的連合機が必要を申請します。
版 名 又 は 名 作 名簿記載者公告書号又は
排定審件者しくは反射定審件
血体で係る種類性を設定の
申請に係る規則対象財産の 権限、連接及び制度
返還を申請する理由
標準 1 所互の模に記載することができないときは、別級に記載の上、これを掛付する 2 用紙の大きさは、日本産業技術人もとすること。
A MINISTER MANIMAGEMENT LAND FOR
類2種式第2号(第3条類等) 反類 龍 財 産 返 産 光 損 書 小正本正今 和
年月日 公安委員会 服 無機者の氏名又は名称及び但所
国際連合安全保障事金分差原子ニロアナモサ等を創まえれた図が実施する対象の地 場字に関する特別需要が出た。第6-4 (日本年 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日
勝等に両する物別措置使用11乗 第の頃(7周英郡を現において専用する場合を含む。) 第7 項 の現實により、次のとおり仮構整に併る規制対象対象の返復を受けました。
E & X 12 & B
<ul> <li>起き、他の確認事業公会等等以は 受ける。</li> <li>位</li> </ul> 所
Œ M
成成に新る規制 対象計量の模 規、翻版文件 検
mt and a second
一個男子   所定の標に記載することができないときは、別級に記載の上、これを添付する  - 一切を次回りは、機能で消すこと。  - 本部を文字がより機能で消すこと。  - 本語を受けた者が出資用高等を発力する工場会には、「水道を受けた者・薬中
4 返便を受けた金が耐煙機能等対象者以外の者である場合には、「返煙を受けた金」関中の「名簿記載者公告番号又は指定番号をしくは反指定番号」機の記載は
成業・参与できた同様需要は新労働をお決めつかである場合には、「経過を受けた
できない。 一般の ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul> <li>一番監察を登録を受ける場合を含まったが表現します。</li> <li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
・ 電子のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、 ・ できない。 できない できない できない できない できない できない できない できない
・ 電影が、企業を開発していません。 ・ できない。 ・ できない。 できな。 できない。 できなな。 できない。 できない。 できない。 できない。 できない。 できなな。 できな。 でをもな。 できな。 できな。 で。 で。 できな。 でを。 でを。 できな。 でを。 でを。 でを。 でを。 でを。 でを。 でを。 。
· 董董宗·西安德·董宗·西安德·西安德·西安·克·西德·西安· · 董宗·阿尔·西安德·西安德·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安· · 西安德·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安· · 西安德·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安· · 西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安· · 西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安·西安· · 西安·西安·西安·西安·西安·
· 董董宗·西安德·董宗·西安德·西安德·西安·克·西德·西亚·斯·葡萄罗亚· · 董董宗·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德·西安德
MSC#C#279 (8556-MH)
МИЖБЕТТ (NICAME)  2
MEMOCREPON (NESSANSIN)
報心療化を2019 (知込色研究) 単 母 度 単 の 形 重 章 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
報心療化を2019 (知込色研究) 単 母 度 単 の 形 重 章 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
関連的な研究が(MISSAMS) 展 刊 日 原 東 章 本 月 日 日 原 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
報心療化を2009(独立条件30) 展 長 日 新 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
報心療化を2009(独立条件30) 展 長 日 新 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
関定機能を受ける(独立を知的) 展 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
関連機能を対す(株別会長後)  展 現 日 田 重 東 日 日 別等の表示 日 日 別等の表示を対していません。 1 日 日 別等の表示を対していません。 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
報酬機能を受けて(は20点を30) 編 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
報酬機能を受けて(は20点を30) 編 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
報酬機能を受けて(は20点を30) 編 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
報酬機能を受けて(は20点を30) 編 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
報酬機能を受けて(は20点を30) 編 母 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田
報信報を表記時(は204年年日) 展 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
関連を表示では、ほどの表面の
報送機を使われ (はこの数句の) 展 月 日 度 月 日 度 月 日 度 月 日 日 度 月 日 日 度 月 日 日 度 月 日 日 度 日 度

少年年日 日			該	Ш	宏 #	8	it			*	Я	
報送報子の開始を終知の義第1項の概定により開始を付担した下記目録の課 例えた。 足 開始者 情報を確立を分を与りは 確定を呼びては知定を申 順 出 も 乗 け た 本 月 目								44	安徽)	ŧ±	13	
を	SCR	する特別措置										
援出者 名簿記載者公告書号又は 接送者が近くた別の記簿号 援 密 セ 乗 け た 年 月 日 年 月 日 日 辞	MILT.				E							
福祉報告公告等代は 指定番号のよくは対策定番号 提出を受けた年月日 年月日 日 韓		<b>医名义</b>	11 %	Pr.								
提出を受けた年月日 年 月 日 日 韓	提出者	名簿記載者						-				
H 88				_		_	_	_	_	_		
	維出	<b>电照针</b>	た年月	_				#	Я	В		
97 9 8 8% 79907058/267 89	n. n. 1			В	100 M		ode de		n er h	-		



